

郡山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月3日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第27号

郡山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

郡山市放課後児童クラブ条例（令和4年郡山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料等)</p> <p>第11条 児童クラブの入所の許可を受けた保護者（<u>小学校等の夏季休業日に限り児童クラブの入所の許可を受けた児童（以下「夏季入所児童」という。）の保護者は除く。</u>）は、児童が入所する日の属する月から退所する日の属する月までの使用料（以下「通常使用料」という。）を、納付しなければならない。</p> <p>2 <u>夏季入所児童の保護者は、当該入所期間の利用に係る使用料（この条において「夏季使用料」という。）を納付しなければならない。</u></p> <p>3 <u>通常使用料の額は、児童1人につき1月当たり4,800円とする。</u></p> <p>4 <u>夏季使用料の額は、夏季入所児童1人につき4,800円とする。</u></p> <p>5 <u>通常使用料は月ごとに区分して徴収するものとし、その納付の期限は毎月の末日とする。</u></p> <p>6 <u>夏季使用料は一括して徴収するものとし、その納付の期限は利用した年の9月末日とする。</u></p> <p>7 <u>前2項に規定する使用料の納付の期限が郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、前2項の規定にかかわらず、その直後の市の休日でない日を納付の期限とする。</u></p> <p>(使用料の多子軽減)</p> <p>第12条 <u>前条第3項及び第4項の規定にかかわらず、児童クラブに2人以上の児童（夏季入所児童を含む。以下同じ。）が入所している世帯の当該入</u></p>	<p>(使用料等)</p> <p>第11条 児童クラブの入所の許可を受けた保護者は、児童が入所する日の属する月から退所する日の属する月までの使用料を、納付しなければならない。</p> <p>2 <u>使用料の額は、児童1人につき1月当たり4,800円とする。</u></p> <p>3 <u>使用料は月ごとに区分して徴収するものとし、その納付の期限は毎月の末日とする。</u></p> <p>4 <u>前項に規定する使用料の納付の期限が郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、前項の規定にかかわらず、その直後の市の休日でない日を納付の期限とする。</u></p> <p>(使用料の多子軽減)</p> <p>第12条 <u>前条第2項の規定にかかわらず、児童クラブに2人以上の児童が入所している世帯の当該入所している児童のうち最年長である児童から順に</u></p>

所している児童（次項において「入所児童」という。）のうち最年長である児童から順に2人目以降の児童の使用料の額は、児童1人につき半額とする。

2 前項の規定は、入所児童のうち最年長の者が夏季入所児童であるときの7月分の通常使用料（最年長の児童に係るものに限る。）には適用しない

。  
（延長使用料等）

第13条（略）

2・3（略）

4 第11条第7項、第15条及び第16条の規定は、延長使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「延長使用料」と読み替えるものとする。

（利用料金）

第25条 児童クラブの入所又は延長利用の許可を受けた保護者は、指定管理者に対し、児童クラブの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。この場合において、第11条第1項及び第2項並びに第13条第1項の規定は、適用しない。

2・3（略）

4 指定管理者は、第11条第5項から第7項までの規定、第13条第3項及び第4項の規定、第15条の規定、第16条の規定並びにこれらの規定に基づく規則の規定に準じて、利用料金の徴収、免除及び返還の業務を行わなければならない。この場合において、これらの規定（第15条第5号を除く。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

5（略）

2人目以降の児童の使用料の額は、児童1人につき、月額2,400円とする。

（延長使用料等）

第13条（略）

2・3（略）

4 第11条第4項、第15条及び第16条の規定は、延長使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「延長使用料」と読み替えるものとする。

（利用料金）

第25条 児童クラブの入所又は延長利用の許可を受けた保護者は、指定管理者に対し、児童クラブの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。この場合において、第11条第1項及び第13条第1項の規定は、適用しない。

2・3（略）

4 指定管理者は、第11条第3項及び第4項の規定、第13条第3項及び第4項の規定、第15条の規定、第16条の規定並びにこれらの規定に基づく規則の規定に準じて、利用料金の徴収、免除及び返還の業務を行わなければならない。この場合において、これらの規定（第15条第5号を除く。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

5（略）

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。